

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和8年6月26日

大分県農林水産研究指導センター
農業研究部水田農業グループ長

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 比重選別機一式のリース契約
- (2) 納入場所 大分県宇佐市大字北宇佐 65
大分県農林水産研究指導センター農業研究部水田農業グループ
- (3) 契約期間 令和9年2月1日～令和16年1月31日(84ヶ月)
(※納入期限 令和9年1月29日まで)
- (4) 業務内容 別紙仕様書のとおり

2 契約に関する事務を担当する部局の名称

〒872-0103

大分県宇佐市大字北宇佐 65

大分県農林水産研究指導センター農業研究部水田農業グループ

電話：0978-37-1160

FAX：0978-37-1898

メール：a15084@pref.oita.lg.jp

3 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格(以下、「競争入札参加資格」という。)を取得している者であること。
- (3) 大分県共同利用型電子入札システム(以下、「電子入札システム」という。)により事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。
- (4) この公告の日から9に掲げる開札の日時までの間に、競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律

第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 契約条項を示す場所及び時間

大分県ホームページ及び電子入札システム上に令和 8 年 7 月 13 日 (月) 午前 9 時まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

5 入札の方法

本案件は、電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか、大分県電子入札運用基準 (物品・役務) による。

6 電子入札システム及び契約の手続において使用する言語及び通貨

(1) 使用言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

7 電子入札システムによる参加申請の期限

令和 8 年 7 月 3 日 (金) 午後 5 時まで

8 電子入札システムによる入札金額の入力期限

令和 8 年 7 月 7 日 (火) 午前 9 時から令和 8 年 7 月 10 日 (金) 午後 5 時まで

9 電子入札システムによる開札日時

令和 8 年 7 月 13 日 (月) 午前 10 時

10 再入札

開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行例第 167 条の 8 第 4 項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額の入力期限及び開札日時を電子入札システムにより通知するものとする。

11 無効入札に関する事項

大分県契約事務規則（昭和 39 年大分県規則第 22 号）第 27 条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

12 最低制限価格に関する事項

設定しない。

13 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則第 20 条第 3 項第 2 号の規定により入札保証金は免除とする。

14 契約保証金に関する事項

契約金額（年額）の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 過去 2 年間に国（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結するとともに、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

15 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、大分県契約事務規則第 23 条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。

(3) 落札者がいない場合は、再入札を 2 回まで行う。

(4) 2 回の再入札で落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号又は第 9 号の規定に基づき、随意契約に移行する。

16 その他必要と認める事項

(1) この入札に係る契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に規定する長期継続契約とする。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に

- 係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約は解除する。
- (2) その他の詳細は、入札説明書による。